

茨城町新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

茨城町

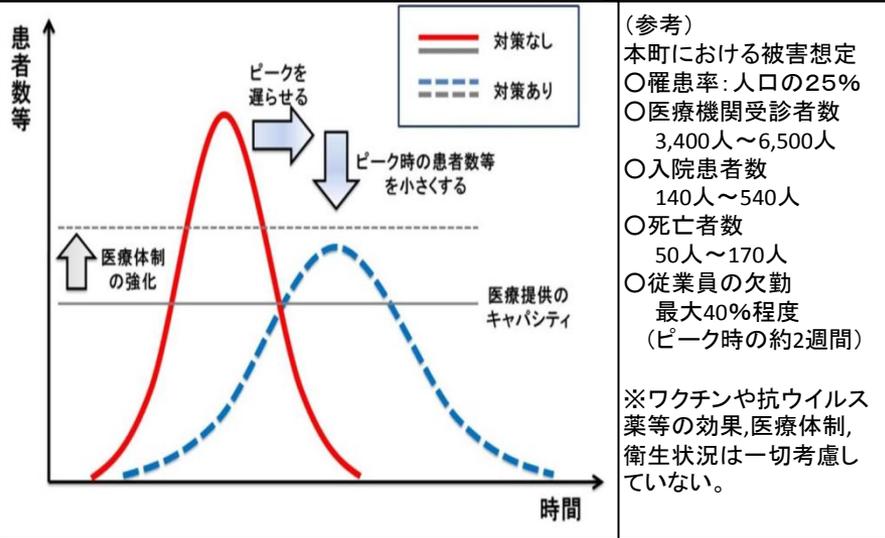
茨城町新型インフルエンザ等対策行動計画概要版

町行動計画作成の背景

平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)」の制定に伴い、国や県の行動計画の策定を踏まえ、町における新型インフルエンザ等の発生に対する危機管理の規範とすべく、特措法第8条に基づき茨城町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成することとなった。

目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- 2 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



役割分担

| | | |
|------|------------|----------------------------------|
| 行政 | 国 | 国全体として万全の態勢を整備 |
| | 県 | 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割 |
| | 町 | 町民に対するワクチン接種,発生時の要援護者支援 |
| 医療機関 | | 地域における医療連携体制の整備,診療継続計画に基づく医療提供 |
| 事業者 | 指定(地方)公共機関 | 特措法に基づき,新型インフルエンザ等対策を実施 |
| | 登録事業者 | 発生時に最低限の町民生活維持できるよう重要業務の事業継続 |
| | 一般の事業者 | 職場における感染対策,発生時の事業縮小等感染防止措置 |
| 町民 | | マスクの着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルの感染対策の実践 |

発生段階

| 発生段階 | 状態 |
|---------------|---|
| 未発生期 | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 海外発生期 | 海外でインフルエンザ等が発症した状態 |
| 国内発生期(県内未発生期) | 国内で新型インフルエンザ等の患者が発症しているが,県内では患者が発症していない状態 |
| 県内(町内)発生早期 | 県内で新型インフルエンザ等の患者が発症しているが,全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |
| 県内(町内)感染期 | 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 |
| 小康期 | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し,低い水準でとどまっている状態 |

対象疾病

新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等感染症(感染症法第6条第7項)
・新型インフルエンザ
・再興型インフルエンザ

新感染症(感染症法第6条第9項)
全国的かつ急速なまん延のあるおそれのあるものに限定

対策の基本的な考え方

- 1 対策は,医療対応以外の感染対策と医療対応を組合わせて総合的に行う。
- 2 社会的混乱の回避には,事業者や町民の適切な行動や準備が必要である。

| 発生段階ごとの主な対策 | 未発生期 | 海外発生期 | 県内未発生期 | 県内発生早期 | 県内感染期 | 小康期 | 緊急事態宣言がされている場合の措置 | |
|-----------------|--|-----------------------------|---------------------|---------------------------------|-----------------------------|------------------------------|--|--|
| 対策の考え方 | ○発生に備えた体制整備 ○情報収集 | ○国内発生に備えた体制整備 ○情報収集 | ○県内及び町内での発生に備えた体制整備 | ○感染拡大をできる限り抑える ○感染拡大に備えた体制整備 | ○健康被害・町民生活・町民経済への影響を最小限に抑える | ○第二波の流行に備える ○町民生活・町民経済の回復 | | |
| 実施体制 | ○行動計画の策定 ○県・関係機関との情報交換・連携体制の確立等 | ○連絡会議の開催 ○町対策本部設置の準備 | ○町対策本部設置の準備 | ○町対策本部設置 | | ○対策の見直し ○町対策本部の廃止 | ○特措法第34条に基づく町対策本部の設置等 | |
| 情報収集 情報提供・共有 | ○情報収集体制の整備 ○通常のサーベイランスの実施(学校欠席者状況等) | ○海外での発生状況や対策の情報収集 | ○国内外の情報収集(発生状況・対策等) | | | | ○通常のサーベイランス | |
| | | | ○様々な媒体での情報提供 | | | | | |
| | | ○相談窓口の設置 | | | | ○相談窓口の縮小・廃止 | | |
| まん延防止 | ○基本的な感染対策の周知・啓発 | ○マスク着用・手洗い等感染対策の実施勧奨 | | | | | ○県知事が実施する外出自粛要請や施設の使用制限 | |
| 予防接種 | ○予防接種体制の構築 | ○特定接種の実施 | | | | | ○特措法第46条に基づく住民接種の実施 | |
| | | ○住民接種の準備 | ○住民接種の実施 | | | | | |
| 医療 | ○医療体制の整備 | ○発生段階に応じた国・県からの要請に協力する | | | | ○臨時の医療施設の設置 | ○臨時の医療施設の設置 | |
| 町民生活 | ○要援護者支援体制の整備 | | | ○要援護者への支援 | | | ○生活関連物資の価格の安定 ○水の安定供給 ○要援護者への生活支援 ○遺体設置施設の確保等 | |
| | ○火葬場の火葬能力及び遺体安置施設の把握 ○必要物資の備蓄 | ○生活関連物資の価格高騰や買い占め売り惜しみ防止の対策 | | | | | | |
| | | ○水の安定供給 | | | ○遺体安置施設の確保 | | | |
| | | ○遺体安置施設等の準備 | | | | | | |

※ 緊急事態宣言：国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が行う。

新型インフルエンザ等対策本部組織

茨城町新型インフルエンザ等対策本部

| | |
|------|---|
| 本部長 | 町長 |
| 副本部長 | 副町長・教育長 |
| 本部長 | 総務企画部長 保健福祉部長 生活経済部長 都市建設部長 教育次長 消防長 会計管理者 |
| 設置基準 | ・緊急事態宣言がされた場合 ・町内発生のおそれがある場合 |

茨城町新型インフルエンザ等対策幹事会

| | |
|------|---|
| 部長 | 保健福祉部長 |
| 副本部長 | 総務企画部長 |
| 部員 | 総務課長 まちづくり推進課長 財政課長 社会福祉課長 こども課長 保険課長 健康増進課長 農業政策課長 みどり環境課長 地域産業課長 町民課長 水道課長 消防次長 学校教育課長 生涯学習課長 学校給食共同調理場長 |